

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容					令和2年度(年度末実績)			
	項目名	目標を設定するに至った現状と課題	第7期計画における取組	目標(事業内容、指標等)	中間見直し	取組の実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策
鴻巣市	①自立支援・介護予防・重度化防止	平成30年以降から令和7年(平成37年)にかけて総人口では減少する中で高齢者人口は増加傾向と推計されています。また、高齢者人口の推計では令和4年以降から75歳以上の後期高齢者が年々増加し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には高齢者人口構成比では後期高齢者が56.7%に達する見通しです。後期高齢者になると認知症や病氣、怪我の発生率も高まり、介護認定者も増加する事が見込まれます。そこで、本市では運動教室や介護予防に関する知識の提供に努め、介護予防及び健康寿命の維持に繋げるよう図っていく。	【はつらつ健康スタジオ(民間事業者への委託事業)】 運動機能・口腔機能向上・認知機能低下予防に繋がる運動や脳トレをはじめ、介護予防や栄養に関する情報を提供し、健康寿命・生活機能の維持及び向上、介護予防を図る。	【はつらつ健康スタジオ】 年度 H29 H30 H31 R2 会場数 (か所) 13 13 13 13 実施回数 (年) 552 280 280 280 延参加者数(人) 13,474 14,000 14,000 14,000	なし	・はつらつ健康スタジオ実施回数 192回 (市内の公共施設等13か所) ・延参加者数 1,414人 ・栄養講座実施回数 35回、延人数 230人 ・口腔講座実施回数 29回、延人数 203人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止期間あり。その間の代替対応として、HPや広報で自宅で行える体操のチラシ配布を周知したが、受取に来る人が少なかった。 再開後は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、申し込み制にし、各会場の人数制限を行った。	△	新型コロナウイルス感染症の影響により中止期間があり、目標達成できず。	今後も予算を確保し引き続き同事業を推進していく予定であるが、新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を実施しているため、参加希望者が会場の収容人数を超える場合は、実施場所や実施回数を増やす等の検討が必要になる。今後の感染症の状況、ワクチン接種の状況をみて、人数制限の緩和、実施回数の見直し、会場の開拓等を検討する。また、感染症の影響により、体操の中止や実施内容に変更が生じた場合は、その周知や代替事業の案内をTwitterやライン、広報に複数回掲載する等、対応を検討する。
鴻巣市	①自立支援・介護予防・重度化防止	第7期事業計画の『65歳以上の要支援・要介護認定率』では、平成27年は12.8%、平成28年度12.6%、平成29年度は12.8%と低い水準で推移しておりますが、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢者人口構成比では後期高齢者が56.7%に達する見通しで、後期高齢者になると認知症や病氣、怪我の発生率も高まり、介護認定者も増加する事が見込まれる。そこで、本市では介護予防が重要と考え、その一つとして高齢者の生きがいや楽しみとなる場を提供することで「閉じこもりの防止」を図る必要がある。	【わがまちサロン】 公共施設(6か所)をサロンの会場として、介護予防リーダーが中心となり来所する高齢者に対して、軽体操や脳トレ、おしゃべり、歌の合唱などを実施し生きがいや楽しみを実感することで、閉じこもりの防止に繋げ、利用者や担い手(介護予防リーダー)の介護予防を図る。	年度 H29 H30 H31 R2 会場数 (か所) 6 6 6 6 実施回数 (年) 128 130 130 130 延参加者数(人) 3,268 2,900 2,900 2,900 延ボランティア(人) 943 960 960 960	なし	・わがまちサロン実施回数(会場は毎年6か所) 33回 ・わがまちサロン延参加者数 341人 ・わがまちサロン延ボランティア数 205人 ・年度末に実施するアンケート調査の結果 0人 新型コロナウイルス感染症防止のため中止期間あり。アンケートを実施できず。 全6会場のうち、2会場については年間を通して中止した。再開したサロンについても、新規の方を事前申込制にし、人数制限をして開催した。	△	新型コロナウイルス感染症の影響により中止期間があり、目標達成できず。	今後も予算を確保し、引き続き同事業を推進していく予定であるが、新型コロナウイルス感染症対策として、各会場の人数制限を実施しているため、参加希望者が会場の収容人数を超える場合は、実施場所を増やす等の検討が必要になる。また、同事業は介護予防リーダーが中心の事業であることから、介護予防リーダーの協力を得られるかなどの課題がある。今後は、感染症の流行状況、ワクチン接種の状況を鑑み、人数制限の緩和や、実施回数の見直しを検討する。一方で、市が全般的に関わるサロンから、住民が我が事として考えていけるよう、生活支援体制整備事業等と総合的に検討し、住民主体の事業にしてい。
鴻巣市	①自立支援・介護予防・重度化防止	第7期事業計画の『65歳以上の要支援・要介護認定率』では、平成27年は12.8%、平成28年度12.6%、平成29年度は12.8%と低い水準で推移しておりますが、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢者人口構成比では後期高齢者が56.7%に達する見通しで、後期高齢者になると認知症や病氣、怪我の発生率も高まり、介護認定者も増加する事が見込まれる。そこで、本市では介護予防に有効な運動教室を提供し、高齢者が楽しみながら介護予防に繋げていく必要がある。	【すこやかシニア体操】 公共施設(2か所)をすこやかシニア体操の会場として、介護予防リーダーが中心となり来所する高齢者に対して、わがまち体操、簡単なリズム体操、軽体操などを実施することで、交流を通して利用者や担い手(介護予防リーダー)の介護予防を図る。	年度 H29 H30 H31 R2 会場数 (か所) 2 2 2 2 実施回数 (年) 44 45 45 45 延参加者数(人) 1350 1300 1300 1300 延ボランティア(人) 186 230 230 230	なし	・すこやかシニア体操実施回数(会場は毎年2か所) 13回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止期間あり。再開後は、感染症対策として、申込制にし、人数制限をしておいた。 ・すこやかシニア体操延参加者数 108人 ・すこやかシニア体操延ボランティア数 65人 ・年度末に実施するアンケート調査の結果 0人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により実施できず	△	新型コロナウイルス感染症の影響により中止期間があり、目標達成できず。	今後も予算を確保し引き続き同事業を推進していく予定であるが、感染症の状況、ワクチン接種の状況をみて、各会場の利用人数を確認し、人数制限の緩和等を検討する。また、同事業は介護予防リーダーが中心の事業であることから、介護予防リーダーの高齢化の課題があるため、協力人数の確保をしていく必要がある。
鴻巣市	②給付適正化	○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現を図るためには在宅サービスの担となる「ケアプラン」の適切な作成が重要となる。 ○市内30事業所あまりの「居宅介護支援事業所」があり、事業所間の「ケアプラン」作成の優劣があり得る。事業所間のプラン格差をなくすこと及び介護給付費の適正化を図るためにも適切なケアプランチェックが必要となる。	○平成30年度より「居宅介護支援事業所」の指定権限が市に移譲されたことにより「保険者」としての視点と「指定権限」の視点で「ケアプランチェック」を活用する。 ○平成30年10月より生活援助の訪問回数の多いケアプランについては届出義務が生じた。この届出のあったケアプランについても随時、適切なチェックを行っている。 ○住宅改修の点検・調査 ○福祉用具調査 ○縦覧点検・医療情報との突合 ○介護給付費通知 ○事業者研修会	【ケアプランチェックの開催】 H29 H30 H31 R2 チェック回数(回/年) 12 12 12 12 チェック件数(件/年) 60 60 60 60 ※H29は見込値、H30以降は目標値 【住宅改修の点検・調査】随時 【福祉用具調査】随時 【縦覧点検・医療情報との突合】12回 【介護給付費通知】1回 【事業者研修会】3回	なし	○ケアプラン確認指導の開催 ・チェック回数・12回 ・チェック件数・47件 ・1事業者に対して2包括支援センターがチェックをし、質的向上を図る。 ○住宅改修の点検・調査:高額な改修費、大規模な改修、現状わかりにくいケースを中心に点検 ○福祉用具調査:国保連適正化システムの福祉用具実与品目の単位数データを積極活用 ○縦覧点検・医療情報との突合:未実施保険者は費用対効果が最も見込まれるので優先的に実施。既実施保険者は実施月数を拡大 ○介護給付費通知:費用対効果が見えにくいのが、率制効果と考えられるため引き続き推進 ○事業者研修会:「適正化の取り組み好事例の紹介」「グループ単位での適正化の意見交換」などを行い、実用的かつ適正化実施の推進を図る。	△	コロナ禍にあっても毎月12回開催できたが、まだ事業者間のケアプラン作成の格差が見受けられる。	【課題】 事業所間の「ケアプラン」作成の優劣があり得る。 【対応】 プランの格差をなくすこと及び介護給付費の適正化を図るためにも適切なケアプランチェックを行う必要がある。